

第 23 回大樹町農業委員会総会議事録

1 . 開催日時 令和 4 年 6 月 30 日 (木) 午後 1 時 30 分

2 . 場 所 大樹町役場委員会室

3 . 出席委員 17 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4 . 欠席委員 0 名

5 . 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 25 号	農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第 3	議案第 26 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第 4	議案第 27 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 5	議案第 28 号	農地法第 4 条の規定による許可について
日程第 6	議案第 29 号	農地法第 5 条の規定による許可について
日程第 7	議案第 30 号	農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について
日程第 8	議案第 31 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 . 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7 . 閉会時間 午後 3 時 0 0 分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は 17 名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、</p> <p>第 2 3 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 1 3 条の規定により、議長において、14 番・竹内 稔 委員、16 番・岩岡 栄一 委員を指名いたします。</p> <p>日程第 1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、5 月 25 日開催の第 22 回総会以降に行われました業務等につきまして、報告いたします。</p> <p>1 の会議関係については、5 月 31 日から 6 月 1 日にかけて、東京都において、全国農業委員会会長大会及び農林水産大臣などに対して要請活動が行われ、会長が出席しています。</p> <p>要請活動の内容についてですが、十勝農業委員会連合会の一員として、農水省農地政策課長や十勝選出の代議士を始め、金子 農林水産大臣に対し、経営基盤強化促進法改正に伴い、活動記録簿の作成免除や予定耕作者の目標地図への記載の免除などについて要請が行われ、国のこうした方針は、十勝の実態と異なるとし、地域の主体性を尊重するよう要請が行われました。農水省農地政策課では、引き続き協議を行うと約束され、金子大臣からは「地域の独自性を尊重するよう担当課に指示する」と話があったと聞いております。</p> <p>5 月 31 日には、南十勝農業委員会事務局長会議が大樹町で開催され、事務局長の私が出席しております。</p> <p>会議において、今年度の南十勝農業委員会委員の研修などの行事について、話合が行われました。</p> <p>今年度の行事につきましては、各事務局から新型コロナウイルスによる感染が十勝管内でも収まっていない状況下であり、人流が増えるとまた、コロナの発生が危惧され、普段顔を合わさない方々と大人数が集まったの研修会、特に懇親会時にはマスクを外すことになり、その対策が難しいことや、また、研修会の会場や講師の手配など準備に一定の期間が必要であると意見が出され、昨</p>

年度と同様、各町村で予定していた3つの行事を今年度も自粛すべきではないかと意見が出され、それぞれの農業委員会において、協議結果を説明し、理解を得る事となりました。

次に6月7日から10日まで、定例第2回町議会が開催され、会長と事務局長の私が出席しております。

次に14日、第43回北海道農業者年金協議会総会が、翌15日には、北海道農業会議第93回総会がそれぞれ札幌市で開催され、会長が出席しております。

次に20日の「農業経営基盤強化促進法等の改正についての意見交換会」ですが、5月31日に会長が出席しました、東京での要請活動を受けて、農水省から事務レベルでの意見交換会を行いたい旨連絡があり、帯広市役所において、十勝管内の事務局長が招集され、意見交換会に、私が出席しました。

内容については、この後の委員協議会でご説明したいと思います。

次に27日、第3班牧田班長以下4名で、現地調査を行っております。

案件は、 地区での育成舎建設のための農地転用、 地区の農家住宅建設のための農地転用、 地区の牛舎建設のための農地転用の、3件です。

転用申請のあった3件につきましては、この後、農地法第4条及び第5条で、議案としてご審議いただきます。

28日、第1班金曾班長以下6名で、現地調査を行っております。

案件は、 地区の牛舎建設のための農地転用、 での宅地造成のための農地転用、 地区での牛舎等の建設のための農地転用の、3件です。

転用申請のあった3件につきましては、この後、農地法第4条及び第5条で、議案としてご審議いただきます。

次に2の「農地法第3条の3の規定による受理通知について」2件でございます。

番号1番、 地区において、 氏が字 番以下 筆、
 m²の農地を相続された旨、通知を受理しております。

番号2番、 地区において、 氏が字 番以下 筆、

<p>議長</p>	<p>m²の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>次に3の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は7件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>未報告の法人は1件となっており、来月早々に通知や電話で確認し、解消を図りたいと考えております。</p> <p>最後に4のその他で6月1日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>質疑なしと認めます。以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第25号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から2番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第25号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回もこの例外規定の合意解約2件が成立しており、その2件の案件につきまして、審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。

申請番号 1 番

所在及び地番につきましては、字 〇 の 〇 他 〇 筆、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。

面積は 〇 m²、貸付人は 〇、借受人は

〇 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日は 4 月 1 日、解約通知日は 6 月 1 日であり、解約形態、解約事由は、貸主が自作再開のためであります。

申請番号 2 番

所在及び地番につきましては、字 〇 の 〇、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。

面積は、〇 m²のうち 〇 m²、貸付人は 〇 氏、借受人は

〇 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日ともに 6 月 1 日であり、解約形態、解約事由は、一部農地として利用不可のためであります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 25 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号 1 番から 2 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第26号、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第26号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明申し上げます。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。

また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。

今回ご審議頂きます案件は、1件でございます。

申請内容は、地区での農家住宅建設に伴う除外が1件となっております。

その計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明させていただきます。

申請番号1番

大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外として、大樹町長から意見照会されている案件であります。

事業計画者は、
、土地の所在は字 の 他
筆であります。公簿地目は畑、面積は m²であり、目的は農業者住宅を建

	<p>設するための農用地からの除外であります。</p> <p>なお、現地調査は6月27日に第3班 牧田班長 以下3名で行っております。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班・班長、牧田 日出男 委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>大樹町から意見照会された農用地区域の除外の件について、第3班で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、施設などとの位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認し、農用地区域から除外しても問題ないと判断しました。</p>
議長	<p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第26号、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第4、議案第28号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>

<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定では農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は 1 件でございます。</p> <p>内容は、 地区における所有権移転の 1 件であります。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉局長</p>	<p>それでは、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条には、市町村が作成した農地利利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は 7 件でございます。内訳は、賃貸借の新規が 3 件、更新 4 件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは申請番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>所在、地番につきましては、字 　　の 　　、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、 ㎡であります。</p> <p>譲渡人は、 　　氏、譲受人は、 　　であります。</p>

<p>議長</p>	<p>ます。</p> <p>経営面積は、 m²であり、経営規模拡大による所有権移転であります。</p> <p>本地区の担当委員は 委員となっております。</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について 地区担当委員、 委員から報告願います</p> <p>。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号1番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。譲受人は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第27号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

	<p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 5、議案第 28 号、「農地法第 4 条の規定による許可について」申請番号 1 番から 3 番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が同一者若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第 4 条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第 4 条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は、振別地区他での牛舎等の建設のための転用申請 3 件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>瀬尾局長</p> <p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>それでは申請番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農振法第 4 条の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>牛舎建設による案件です。申請人は、 であります。所在、地番につきましては、字 の 、登記簿・現況地目は、何れも畑、農振につきましては、農用地であります。面積は、 m²のうち、 m²、転用の時期につきましては、許可の日から永年間で、工期は、許可の日から、令和 4 年 12 月 30 日であります。</p> <p>現地調査につきましては、6 月 28 日に第 1 班 金曾班長以下 5 名により実施しております。また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。なお、申請番号 1 番の案件につきましては、申請面積が 3,000 m²を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取が必要となる案件となります。</p>

<p>議長</p> <p>金曾委員</p>	<p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班・班長、金曾 浩文 委員から報告願います。</p>
<p>議長</p>	<p>新たに、牛舎を建設する案件です。</p> <p>既存の農業用施設用地では狭く、他の代替地もないことを、現地調査で確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第28号、「農地法第4条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号2番の審議にあたり、委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了</p>

<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 28 号、「農地法第 4 条の規定による許可について」申請番号 2 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号 3 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号 3 番</p>
<p>議長 金曾委員</p>	<p>牛舎建設による案件です。申請人は、 氏であります。</p> <p>所在、地番につきましては、字 の の、登記簿・現況地目は、何れも畑、農振につきましては、農用地であります。面積は、m^2のうち、m^2、転用の時期につきましては、許可の日から永年間、工期は、許可の日から、令和 5 年 5 月 31 日であります。</p> <p>現地調査につきましては、6 月 28 日に第 1 班 金曾班長以下 5 名により実施しております。また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。な申請面積が $3,000 m^2$ を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第 1 班・班長、金曾浩文 委員から報告願います。</p> <p>新たに、牛舎を建設する案件です。</p> <p>高規格道路建設によって、牛舎を移転することになりましたが、既存の施設</p>

<p>議長</p>	<p>用地では狭く、他の代替地もないことを、現地調査で確認しました。本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 28 号、「農地法第 4 条の規定による許可について」申請番号 3 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>日程第 6、議案第 29 号、「農地法第 5 条の規定による許可について」申請番号 1 番から 3 番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第 5 条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第 5 条の規定による許可を</p>

<p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は3件でございます。</p> <p>内訳は宅地分譲のための転用申請1件、農家住宅の建設のための転用申請が1件、牛舎等の建設のための転用申請が1件、合計3件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番</p> <p>宅地分譲による所有権移転の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、 の 、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては農用地区域外、面積は ㎡であります。</p> <p>譲渡人は、 、譲受人は、 、転用の時期につきましては許可の日から永年間であります。工期は、許可の日から令和4年7月15日までであります。</p> <p>申請番号1番の現地調査につきましては、6月28日に、第1班 金曾班長以下委員5名により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>申請番号2番</p>
-----------------------	--

議長	<p>本案件について、農地転用の立地基準及び、一般基準を満たしており、班では許可すべきと判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 29 号、「農地法第 5 条の規定による許可について」申請番号 3 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>次に、申請番号 3 番の審議にあたり、委員は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、</p> <p>議事参与の制限により、</p> <p>当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>申請番号 3 番の内容について、</p> <p>事務局より説明を求めます</p>
豊吉主幹	<p>申請番号 3 番</p> <p>牛舎建設による使用貸借の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字 〃 の 〃、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては農用地、面積は 〃 m²のうち 〃 m²であります。</p> <p>貸主は、 〃 氏、借主は、 〃、転用の時</p>

<p>議長</p>	<p>期につきましては許可の日から永年間であります。工期は、許可の日から令和5年3月31日までであります。</p> <p>申請番号3番の現地調査につきましては、6月27日に、第3班 牧田班長以下委員3名により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号3番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班・班長、牧田 日出男 委員から報告願います。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>牛舎を建設する案件です。</p> <p>今の、農業用施設用地では牛舎を建設するには狭く、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び、一般基準を満たしており、班では許可すべきと判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第29号、「農地法第5条の規定による許可について」申請番号3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

(異議ないとき)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第30号、「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」申請番号1番から3番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第30号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」の提案説明を申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者から所有権の移転の申出があり、あっせん等により新たな所有者を求めたが、その新たな所有者を探すのが困難な場合であって、農地利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。

今回ご審議頂きます案件は3件でございます。

つきまして、買入協議の可否につきまして、審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について説明させていただきます。

農地保有合理化事業により農地を、
に買入れを要請する案件
となります。

番号1番

申請者は、
氏であります。

土地の所在は、字
の
他
筆、台帳・現況地目につきまし
ては何れも畑、面積は
m²であります。

農地利用調整会議につきましては、5月16日に第3班
5名により実施し
ております。

番号 2 番
申請者は、
土地の所在は、字 の 他 筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は m^2 であります。
農地利用調整会議につきましては、5月17日に第2班 6名により実施しております。

番号 3 番
申請者は、
土地の所在は、字 の 他 筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は m^2 であります。
農地利用調整会議につきましては、5月20日に第1班 5名により実施しております。

なお、次ページには、位置図を添付してありますのでご覧ください。

以上で、説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑ないとき)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 30 号、「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入れ協議の要請について」

申請番号 1 番から 3 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ないとき)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議長

	<p>日程第 8、議案第 31 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 1 番から 14 番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は 14 件でございます。</p> <p>内訳は、 による からの売渡しによる所有権移転の 9 件、賃貸借で新規が 1 件、更新が 4 件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、申請番号 1 番から 9 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番から 9 番につきましては、所有権移転の案件となります。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>所在、地番につきましては、字 の 他 筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は ㎡であります。譲渡人は、 、譲受人は、 氏、経営面積は ㎡であり、当地における売買価格は、 円 10a 当たり 円であります。</p> <p>申請番号 2 番</p> <p>所在、地番につきましては、字 の 他 筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は ㎡であります。譲渡人は、 、譲受人は、</p>

、 経営面積は m^2 であり、当地における売買価格は、 円 10a
当り 円であります。

申請番号 3 番

所在、地番につきましては、字 の 他 筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であり
ます。譲渡人は、 、譲受人は、 氏、
経営面積は m^2 であり、当地における売買価格は、 円 10a 当り
円であります。

申請番号 4 番

所在、地番につきましては、字 他 筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であり
ます。譲渡人は、 、譲受人は、
、 経営面積は m^2 であり、当地における売買価格は、 円 10a
当り 円であります。

申請番号 5 番

所在、地番につきましては、字 - 他 筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であり
ます。譲渡人は、 、譲受人は、 氏、
経営面積は m^2 であり、当地における売買価格は、 円 10a 当り
円であります。

申請番号 6 番

所在、地番につきましては、字 の 他 筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であり
ます。譲渡人は、 、譲受人は、
、 経営面積は m^2 であり、当地における売買価格は、 円 10a
当り 円であります。

申請番号 7 番

所在、地番につきましては、字 〇 の 他 〇 筆であります。
登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は 〇 m²であります。譲渡人は、〇、譲受人は、〇 氏、
経営面積は 〇 m²であり、当地における売買価格は、〇 円 10a 当り
〇 円であります。

申請番号 8 番

所在、地番につきましては、字 〇 の 他 〇 筆であります。
登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積 〇 m²であります。譲渡人は、〇、譲受人は、〇、
経営面積は 〇 m²であり、当地における売買価格は、〇 円 10a 当り
〇 円であります。

申請番号 9 番

所在、地番につきましては、字 〇 の 他 〇 筆であります。
登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は 〇 m²であります。譲渡人は、〇、譲受人は、〇、
経営面積は 〇 m²であり、当地における売買価格は、〇 円 10a
当り 〇 円であります。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

申請番号 1 番から 9 番については、農地保有合理化事業による 〇 の買い
受けのため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 31 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の
規定による農用地利用集積計画の決定について」

議長

豊吉主幹

申請番号 1 番から 9 番の件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号 10 番から 14 番の内容について、事務局より説明を求めます
申請番号 10 番から 14 番につきましては、賃貸借の案件となります。

申請番号 10

所在、地番につきましては、字 〇 〇 〇 他 〇 筆であり
ます。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は 〇 〇 〇 ㎡のうち
〇 〇 〇 ㎡であります。貸主は、〇 〇 〇 氏、借主は、
〇 〇 〇、経営面積は 〇 〇 〇 ㎡であり、当地における賃借料は、年額
円 10a 当り 〇 〇 〇 円、期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
の 9 ヶ月であります。本地区の担当員は太田 〇 〇 〇 委員となっております。

申請番号 11 番

所在、地番につきましては、字 〇 〇 〇 他 〇 筆であります。

登記簿・現況地目は何れも山林と畑、農振は農用地であり、面積は 〇 〇 〇 ㎡
のうち 〇 〇 〇 ㎡であります。貸主は、〇 〇 〇 氏、借主は、
〇 〇 〇、経営面積は 〇 〇 〇 ㎡であり、当地における賃借料は、年額
円 10a 当り 〇 〇 〇 円、期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 1 4 年 2
月 29 日の 9 年 8 ヶ月であります。

申請番号 12 番

所在、地番につきましては、字 〇 〇 〇 の 〇 〇 〇 であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は 〇 〇 〇 ㎡であり
ます。貸主は、〇 〇 〇 氏、借主は、〇 〇 〇 氏、経営
面積は 〇 〇 〇 ㎡であり、当地における賃借料は、年額 〇 〇 〇 円 10a 当り

<p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p>	<p>円、期間は、令和4年7月1日から令和9年6月30日の5年であります。</p> <p>申請番号13番</p> <p>所在、地番につきましては、字 の 他 筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地と農用地区域外であり、面積は m²であります。貸主は、 氏、借主は、 、</p> <p>経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円</p> <p>10a当り 円、期間は、令和4年7月1日から令和14年6月30日の</p> <p>10年であります。</p> <p>申請番号14番</p> <p>所在、地番につきましては、字 の 他 筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であり</p> <p>ます。貸主は、 氏、借主は、 、</p> <p>経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円</p> <p>10a当り 円、期間は、令和4年7月1日から令和14年6月30日の10年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。</p> <p>申請番号10番について、 地区担当 委員より報告願います。</p> <p>。</p> <p>申請番号10番につきましては、農用地利用集積の申出があったため、</p> <p>地区に周知し、 としました。</p> <p>賃貸借期間は、9ヵ月とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、</p> <p>両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号11番から14番については、</p> <p>賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p>

<p>瀬尾局長</p> <p>議長</p> <p>瀬尾局長</p>	<p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 31 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号 10 番から 14 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>次回の総会につきましては、7 月 21 日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、第 22 回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p> <p>ご起立願います。礼をかわします。</p>
-----------------------------------	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年6月30日

会 長

委員(14 番)

委員(16 番)